

日本航空株式会社  
代表取締役社長執行役員  
赤坂 祐二 殿

国土交通省航空局長  
蝦名 邦晴

### 航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告

平成 30 年 12 月 17 日、JL786 便（成田国際空港発 ダニエル・K・イノウエ国際空港着）に乗務中であつた客室乗務員からアルコール臭がしたため、機内でアルコール検査を実施したところ制限値を超える数値が検出されたことから、以降の当該客室乗務員の業務を取りやめさせた旨、同月 19 日夕刻に貴社から航空局に報告があつた。

国土交通省は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び法令遵守の徹底を指示し、また、同月 20 日に航空局長から貴社に対して、事実関係の調査及び再発防止策を同月 25 日までに報告するよう改めて指示した。

当該指示を踏まえ、貴社より、同月 25 日に当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があつた。

これらの報告された事実を受け、同月 26 日及び 27 日に航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 134 条に基づく立入検査及び報告徴収を実施した結果、下記 1. 記載のとおり的事实（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実において、下記 2. 記載のとおり、法第 104 条第 1 項に違反する行為が認められた。

このため、下記 3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

講じた措置については、「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」（平成 30 年 12 月 21 日付、国官参事第 1055 号）で命令した措置と併せて平成 31 年 1 月 18 日までに報告されたい。

### 記

#### 1. 客室乗務員が運航規程に基づかない飲酒を行った事実等

(1) 客室乗務員は、運航規程（法第 104 条第 1 項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）において求められる乗務開始の 12 時間前から乗務終了後まで一切の飲酒をしてはならなかったが、JL786 便の機内で業務中に飲酒をした。

(2) 平成 29 年 11 月に当該客室乗務員に同様事案の疑い（※）があつたにも関わらず、貴社は日常指導に留め、組織的な原因究明及び再発防止策を講じていなかった。

※ なお、貴社はその後の社内調査の結果、当該客室乗務員が飲酒した事実を認めた旨公表した（平成 31 年 1 月 10 日）。

(3) 平成 30 年 5 月 20 日に貴社において客室乗務員が業務中に飲酒した不適切事案が発生し、客室乗務員の不適切な行為及び不十分な客室乗務員管理が判明したため、貴社に対して「客室乗務員の不適切な行為等について(厳重注意)」(平成 30 年 6 月 6 日付、国官参事第 236 号)を行っていたにも関わらず、同様の事案を繰り返し発生させた。

(4) 平成 30 年 10 月 28 日に発生したロンドンにおける運航乗務員による飲酒に起因する不適切事案

等を受けて、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」（平成30年11月1日付、国官参事第800号）及び「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」（平成30年11月29日付、国官参事第921号）を指示している中、同様の事案を発生させた。

## 2. 違反行為等の認定

### ○ 法第104条第1項に違反する行為等

上記1. に記載の事実によれば、貴社所属の客室乗務員が運航規程に基づかない飲酒を行ったこと（上記1.（1））、飲酒問題に対する原因究明や実効性のある再発防止策の構築が十分に行われていなかったこと（上記1.（2）、（4））、平成30年6月6日付で嚴重注意を受けていたにもかかわらず、改善への取り組みが十分に行われていなかったこと（上記1.（3））が認められる。従って、上記1.（1）の行為は法第104条第1項に違反するものであると認められる。また、上記1.（2）、（3）、（4）の行為は、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことが認められる。

これらの違反行為等は、客室乗務員が客室安全業務を正常に実施できないおそれがあり、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず安全上重大な問題であるとともに、航空安全に対する国民の信頼を損ない社会的にも大きな影響を及ぼすこととなった。

さらに、昨年6月に嚴重注意を受けているにもかかわらず、同様の事案を繰り返したことは、これらの違反行為等が安全上重大な問題であるという認識や法令遵守への意識が組織的に欠如していると言わざるを得ない。

## 3. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、航空の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2. のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす違反行為が認められたところであり、かつ、貴社自らが問題点を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における、航空の安全を確保するための安全管理システムの再構築等を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

### ○ 飲酒対策の抜本的な再構築

飲酒対策を安全管理システムの一つとして位置づけ、安全統括管理者のもと役割分担、責任を明確化するとともに、各課題において貴社自らが問題点を見つけ、改善する仕組みを再構築すること。また、全社員に対して飲酒に関する安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

さらに、貴社が平成30年12月25日に提出された報告書に記載された再発防止策（航行中及び到着時のアルコール検査、アルコールに関連する疾病やトラブルがあった客室乗務員を組織として定期的に確認する仕組みの構築等）の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。また、それら再発防止策の進捗状況を適切に管理すること。

以上